

葬儀支援サービス



新たな会費や
制度加入手続きは
不要です。

万一の際に、電話1本で全国の加盟葬儀社の紹介を受けられ、
全国共通の葬儀の基本セットを低価格でご利用できます。

全国儀式サービス
公式キャラクター「しろ」

ポイント
1

葬儀費用の負担を軽減

一般的な葬儀に必要な品目（祭壇、お棺など）を「基本セット」として
首都圏平均50万円相当のものを低価格でご提供いたします。

●ご提供される基本セットの内容

●祭壇 	●お棺 	●寝台車 車庫から10kmまで	●お位牌(白木) ●枕飾り ●会葬礼状(100枚) ●ご遺影 ●お清めセット など	※式場使用料、会葬返礼品や飲食・料理などの接待費、寺院関係費、火葬料等は基本セットに含まれておりませんので、別途費用がかかります。 ※葬儀社や地域によって、基本セットの内容が異なるケースがございます。 ※画像はイメージです。
---------	---------	------------------------	---	--

●対象者と基本セットご利用料金

対象者 (ご葬儀の対象となる故人さま)	基本セットご利用料金
● 会員企業の75歳未満の役員本人	無料 24万円 (税込26.4万円)
● 会員企業の75歳以上の役員本人 ● 役員本人・従業員本人の配偶者 及び 子女	
● (役員本人・従業員本人 及び 配偶者) の両親・祖父母	
※ ● (役員本人・従業員本人 及び 配偶者) の兄弟姉妹・おじ・おば・孫	

※本人がご健在であれば何度でも使えます。

さらに

くらしの友互助会会員の方は、葬儀費用総額から5万円を差し引きます。(※の対象者は適用外となります。)
くらしの友互助会加入者の施行については儀式サービス特典が優位となる場合を除き、基本的には互助会利用を優先するものとします。
その場合、供花サービスのご提供はございません。(互助会と一緒に利用した場合のみ)

「葬儀支援サービス」をご利用されますと、「公益社団法人 北沢法人会」の名札で生花または花環が一基提供されます。

ポイント
2

葬儀に関する不安を軽減

24時間365日、お電話1本で葬儀をご手配。

相談無料

●全国儀式サービスコールセンター 24時間・365日対応

フリーコール **0120-421-493**

まず始めに、「北沢法人会」とお伝えください。

葬儀支援サービス制度の詳細は、全国儀式サービスのホームページをご覧ください。

全国儀式サービス 検索 ユーザー名: gishiki パスワード: kitazawa_hou

ご利用の際は事前に左記の電話番号へご連絡ください。
葬儀社とのお打合せ後のご連絡ではご利用になれません。



家族のための 生前整理・遺品整理

ご家族に代わって、お部屋の片づけのお手伝い。
思い出の品の整理からお部屋の清掃まで、
真心こめて対応いたします。

NHK「プロフェッショナル」に取り上げられた遺品整理専門会社メモリーズ代表の横尾をリーダーに、全国儀式サービスが、本当に信頼のおける遺品整理専門の会社を厳選しました。

家族のための 相続手続

相続手続には10か月という期限があります。(相続税課税時)
不動産・預貯金などの名義変更はお任せください。

家族のための 不動産売却

「マンション」「空き家」「ワケアリ物件」などの
不動産売却でお困りの方は
ご相談ください。

全国対応 遺品整理・相続・不動産売却の
ご相談はこちら

相談無料

24時間・
年中無休

全国儀式サービスコールセンター

0120-204-122



ほうじん北沢

H o u j i n K i t a z a w a

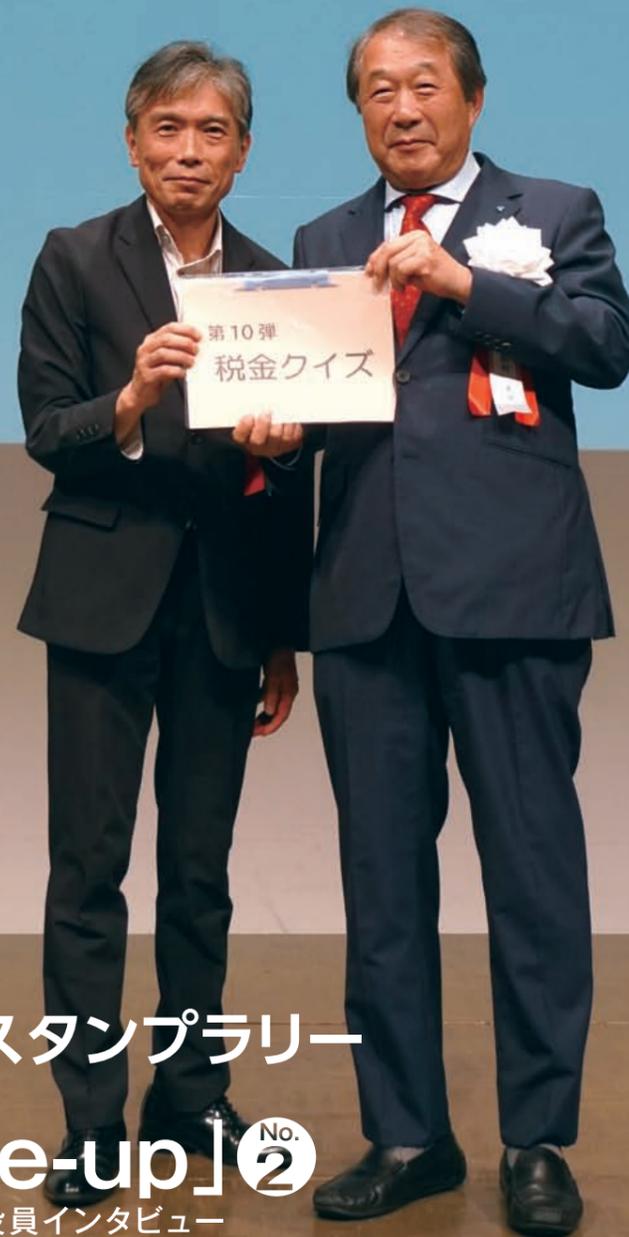
「税金クイズ集」第10弾

贈呈式

2025年
6・7月号
No.380

第14回

通常総会・懇談会



第10回 ふくふくスタンプラリー

New 特集 「Close-up」 No.2

令和7年度新役員・退任役員インタビュー



公益社団法人北沢法人会 今後の予定

- 7月13日(日) 16:00～ 千歳台・船橋支部「ちとふな夏まつり」
／千歳船橋駅前 近くにお住まいの方はぜひ遊びに来てください。
- 7月17日(木) 18:00～19:30 代沢・代田支部「公開税務研修会」
／北沢法人会館 近くにお住まいの方はぜひのぞいてみてください～
- 7月19日(土) 14:30～18:00 経堂支部「経堂まつり」
／農大通り・経堂駅前 近くにお住まいの方はぜひのぞいてみてください～
- 7月24日(木) 13:30～16:00 新設法人説明会
／北沢法人会館 法人を設立した方へ「法人税」「消費税」「源泉所得税」の計算、申告・納付に至るまでをわかりやすく解説!
- 7月29日(火) 16:00～17:30 公益事業委員会主催「サイバーセキュリティセミナー」
／北沢警察署 近くにお住まいの方はぜひお越しください。
- 7月31日(木) 13:30～16:00 決算法人説明会／北沢法人会館
決算をむかえる法人の方へ、税金の申告、納付について、税理士の税理士、北沢税務署の職員がわかりやすく解説!
- 8月7日(木) 18:00～19:30 千歳台・船橋支部「公開税務研修会」
／平安・世田谷 近くにお住まいの方はぜひのぞいてみてください～
- 8月26日(火)、27日(水) 9:00～12:00 CSKクリニック健康診断
／昭和信用金庫本店(下北沢) 健康を守るために年に1回は受けましょう
- 9月6日(土) 9:00～21:00、7日(日) 10:00～21:00 北澤八幡神社例大祭／北澤八幡神社
近くにお住まいの方はぜひ遊びに来てください。

■ 緑色の予定は参加者募集中です!下記までお申込を!!

※お申込みお問合せは北沢法人会までお気軽にどうぞ。

Tel. 03-5450-7121
Fax. 03-5450-7122
mail: info@kitazawahoujinkai.or.jp

第14回通常総会 会長あいさつ



ただ今ご紹介いただきました飯野でございます。公益社団法人北沢法人会、第14回通常総会を開催するにあたりご挨拶申し上げます。

本日、公益社団法人北沢法人会 第14回通常総会のご案内を申し上げましたところ、ご来賓として北沢税務署 金子署長様はじめ幹部の皆様、世田谷都税事務所 三浦所長様、東京税理士会北沢支部 阿部支部長様はじめ税務協力団体の皆様、大同生命保険、AIG損保、アフラック生命保険の皆様にご多忙の中ご臨席賜り、御礼申し上げます。

そして松林顧問はじめ相談役、参与の皆様、当会役員、会員の皆様方にご出席いただき、このように総会を開催できますこと感謝申し上げます。

さて、北沢法人会の当該決算年度(2024.4～2025.3)は公益社団法人移行後13年度目となります。当会は昨年(2024年)3月の理事会において事業計画と予算を理事の皆様にご承認いただき、昨年(2024年)4月1日より公益社団法人として第14期目がスタートいたしました。

当該年度は、高松建設 代表取締役 高松孝年氏お招きして公開講演会を開催いたしました。146名のご参加をいただきました。皆様方に感謝申し上げます。

また、当会の重要課題の一つであります会員増強においては組織委員会が中心となり新規会員の入会勧奨を実施し、新規78社にご入会いただきました。一方では廃業、転出などによる退会もございました。

次に公益事業の定着化については本部および各支部・部会が単独又は合同でe-Taxの普及や税制改正等の税務研修会の開催を実施いたしました。

女性部会は、租税教育の一環として小学生を対象とした「税に関する絵はがきコンクール」を実施し、20校682作品の応募をいただき地域の小学生に対する租税教育を実施することができました。

当会の最優秀作品が全国440の法人会が参加するコンクールにおいて東京国税局長賞 並びに全国法人会総連合 女性部会連絡協議会長賞を受賞しました。因に、過去14回実施されたコンクールの内、最優秀賞4回それに次ぐ賞を3回受賞しており他法人会を圧倒する成績を収めております。これも女性部会の皆様のご努力の賜でございます。

また青年部会もふくふくスタンプラリーを梅丘周辺の福祉作業所と協働して事業を実施したほか、北沢税務署管内の4つの小学校を訪問し高学年を対象に「租税教育」を行いました。

次に法人会の会員限定サービスである経営支援制度、福利厚生制度などの会員メリットを会員に対し周知徹底し、利用促進を図るとともに大型保障制度など保険による福利厚生制度の推進も実施いたしました。

「地球温暖化対策報告書制度」では当会より64社の報告書提出があり東法連より補助金を獲得いたしました。

今期以降は各事業を創意工夫して、より多くの方にご参加いただけるように努力していく所存でございますので皆様方のご支援とご協力をお願いする次第でございます。

さて、本日は北沢法人会が公益社団法人となりまして14回目の総会でございます。前回同様、事業計画と予算案は理事会審議事項のため、本年3月の理事会で承認され4月一日より令和7年度の事業計画と予算をもとに会活動はすでに開始されており、本総会では令和7年度(新年度)の事業計画と収支予算は報告事項となります。

因って本日ご提案いたします議案は、第1号議案「令和6年度の事業報告の件」、第2号議案「令和6年度の収支報告の件」、第3号議案「任期満了に伴う理事・監事選任の件」でございます。

第1号議案、第2号議案につきましては昨年の総会でご報告いたしました事業計画及び収支予算に照らして、正しく正会員の皆様方が許容できる範囲内で事業が遂行されたかどうか、昨年の総会でご報告いたしました予算と比べて正会員の皆様方が許容できる範囲内で相違なく収支が行われたかどうか、正会員の皆様方には十分にご審議頂きまして、ご承認賜りますようお願い申し上げます。また、特別会員の皆様も当会の現況を正しくご確認くださいようお願い申し上げます。

さて、当会は「めざまし企業の繁栄と社会への貢献」を北沢法人会憲章としております。この憲章に沿った活動をしていく所存でございますので、今後とも御来賓の皆様方、役員会員の皆様方の絶大な御支援御協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に本日ご出席の皆様のご事業のご繁栄とご健勝をご祈念申し上げ会長挨拶といたします。

公益社団法人 北沢法人会 会長 飯野光彦

北澤八幡神社例大祭 縁日お手伝い 大募集!!

1時間でも2時間でもかまいません!!空いてる時間でお手伝い!! QRコードからエントリーを!!!(*事務局へお電話でも受付中)▶



ほうじん北沢

2025年 6・7月号 No.380
公益社団法人 北沢法人会 広報誌 第380号 令和7年7月1日発行



梅ヶ丘駅から徒歩2分「北沢法人会館」

CONTENTS

今後の予定／コンテンツ.....1

第14回通常総会.....2~6

New特集「Close-up」No.2 令和7年度新役員・退任役員インタビュー.....7-8

東法連 第13回通常総会・感謝状および記念品贈呈式.....9

令和6年度 監査会 / 第20回 親睦ゴルフコンペ.....10

第10回 ふくふくスタンプラリー開催.....11-12

青年部会「租税教育」.....13

北沢税務署からのお知らせ.....14

令和7年度 簿記講習会 開講式.....15

世田谷都税事務所からのお知らせ.....16

連載 No31ペンギン先生の居眠り法律相談所 弁護士 水口瑛介.....17

会員紹介 ちなつスキクリニック.....18

連載 経理の知識 税理士 角光将.....19

連載 大切です!就業規則 第84回 社会保険労務士 齊藤信之.....20

支部・部会・委員会活動 代沢・代田支部 経堂支部 梅丘支部.....21-22

給田・北鳥山支部 南鳥山・粕谷支部 桜上水支部 税金クイズ 税金八先生! 女性部会.....23-24

リレー後記.....25



表彰左から:高宮英輝様、内田朝代様、善養寺大作様、栗山和久様、長沼洋一郎様、飛田千賀子様、仲井淳一様。

ご祝辞をいただいたご来賓、左から、金子徹太郎 北沢税務署長、三浦仁 東京都世田谷都税事務所所長、阿部隆 東京税理士会北沢支部支部長。

第14回通常総会

日程:令和7年6月10日(火)
場所:北沢タウンホール2Fホール

令和7年6月10日(火)15時30分より「第14回通常総会」が開催されました。本年は初めてとなる会場、北沢タウンホール2Fホールでの開催となりました。当日は122名のみなさまにお集まりいただきました。

総会では冒頭、物故会員へ黙祷の後、善養寺副会長の「開会のことば」に続き飯野会長のあいさつで始まりました。「令和7年度 事業計画・収支予算」が報告され、「第1号議案 令和6年度事業報告」「第2号議案 令和6年度決算報告」「第3号議案 任期満了に伴う理事・監事 選任」に

ついて審議し、異議なく承認されました。

引き続き「臨時理事会」が2Fホール ホワイエにて開催され、代表理事に飯野会長が選ばれ、そのほか副会長、常任理事が選定されました。

新旧役員の紹介、退任理事のごあいさつの後、「全法連・東法連功労者表彰」「東法連会員勸奨表彰」「地球温暖化対策報告書 副賞贈呈」などの表彰が執り行われたほか、北沢税務署金子署長をはじめとするご来賓からご祝辞をいただきました。

総会後の懇談会は、同会場をどんでんして立食形式で開催されました。今年も金子署長から「税金クイズ集 第10弾」が飯野会長へ贈呈されました。新年賀詞交換会の税金クイズ大会や、支部部会で実施するお祭りやイベント会場での「税金クイズ」に活用させていただくことになります。また、次第の掲載はありませんが、当法人会の関口相談役が令和7年度 春の叙勲「旭日小綬章」を受章され、お祝いのセレモニーを執り行いご挨拶をいただきました。

この度の総会で、新たに複数の役員が就任されました。こ

れまで先達の皆様が築かれてきた伝統と実績を引き継ぎながら、新体制のもと、より一層の発展が期待されるところでございます。最後に総会開催にあたりましては、事務局をはじめ、総務委員会、青年部会、そして大同生命の皆様には、準備段階から当日の運営に至るまで多大なるご尽力を賜り、おかげさまで無事に総会を執り行うことができました。この場をお借りしまして、心より厚く御礼申し上げます。
(桜上水支部 広報委員長 高宮英輝)



円陣を組んで開かれた臨時理事会。



懇談会来賓祝辞左から、大同生命保険株式会社 渋谷支社長 栗山 秀樹 様。AIG損害保険株式会社 東京第一プロチャネル営業部長 丹 直弘 様。アフラック生命保険株式会社 東京第一総合支社次長 向井 啓隆 様



下北沢支部



経堂支部



代沢・代田、南烏山・粕谷支部



梅丘、千歳台・船橋支部



「旭日小綬章」を受章された関口相談役。



金子税務署長より「税金クイズ集」第10弾の贈呈。



明大前支部



給田・北烏山、桜上水支部



役員、ご来賓、保険会社のみなさま



ご来賓

令和7年度 新役員紹介

■正副会長(8名)



■支部長・委員長・部会長(常任理事17名)



■副支部長・副委員長・副部会長(理事28名)



■監事(2名)



■外部理事(2名)



■外部監事(1名)



■顧問(1名)



New
特集「Close-up」No. 2

令和7年度新役員・退任役員インタビュー
総会の席で一言いただきました。

■新副会長／新支部長



副会長 目黒啓三さん
この度副会長に任命されました目黒啓三と申します。
私は塗装屋ですのでいろんな色を作っています。ですので、濃い薄いとか派手な色であるとか、また、自分のカラーとかいろんな色を出せていたら良いと思いますが、あまり枠からは、外れないようにしまして皆様からのお力添えをいただきつつ精進して参りますので、どうぞよろしくお願いいたします。



経堂支部長 鳥居佐智子さん
経堂支部は、歴代の支部長と皆様のおかげでとても盛り上がっていますので、これからは、高尾山の登山といったイベントや研修をしっかりやって、楽しい支部として盛り上げていきたいと思っております。
皆様ご協力をよろしくお願いいたします。



南烏山・粕谷支部長 羽鳥裕介さん
ども皆様初めまして、この度、南烏山・粕谷支部の支部長を拝命いたしました羽鳥裕介と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。
伝統ある北沢法人会の名に恥じぬよう高額納税者を目指して参りますのでよろしくお願いいたします。

■新委員長



公益事業委員長 中村大路さん
税制委員会と並ぶ二大柱の一つを担うということとなり重責を感じています。頑張っ、楽しい事業を広げていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

■新監事／新外部監事



監事 寄元正則さん
昭和信用金庫の寄元でございます。この度、内藤から引き継ぎまして北沢法人会の監事をやらさせていただきます。今、青色申告会と間税会の監事もやっています3つ目の監事となりますが、皆様のご指導ご鞭撻をよろしくお願いいたします。



梅丘支部長 廣田隆之さん
この度、梅丘支部の支部長を拝命いたしました廣田です。今まで、梅丘支部のキャッチフレーズはあるテレビ局から引用して「楽しくなきゃ法人会じゃ無い」としていましたが、昨今その会社が何かと問題になりましたので、これからは「みんなで仲良く・楽しく・元気に」としてやっていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。



千歳台・船橋支部長 加藤伸昭さん
千歳台・船橋支部の支部長を仰せつかりました加藤自動車工場の加藤でございます。よろしくお願いいたします。
まだまだ右も左も判りませんので、前支部長の目黒さんにご指導いただきながら、支部を盛り上げていき、また、法人会も盛り上げていきますのでよろしくお願いいたします。



臨時理事会での新役員の承認



青年部会長 長井正志さん
青年部会長の長井です。よろしくお願いいたします。ここ数年、青年部会の人数が増えていますので勢いを失わないよう、いや、逆にもっと人数を増やして盛り上げていこうと思っておりますので、どうぞ皆様よろしくお願いいたします。



外部監事 岡本敬浩さん
私は3年前に北沢税務署の署長を勤めており、北沢法人会さんにはいろいろと手伝っていただき本当にお世話になりましたので、その時の恩をお返ししたいと思い、このたび就任させていただきました。これから北沢法人会発展のために頑張っていきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

■退任理事・監事

長きに渡り、北沢法人会を支えていただき、ありがとうございました。また、お疲れ様でございました。今後とも、ご指導ご鞭撻のほど、よろしくお願いいたします。



前副会長 梶原利文さん
平成23年から14年間やってきて、今年で後期高齢者になりますが、ずっと皆さんと一緒に活動してきましたが、全国大会を始めいろんな経験をさせていただきました。本当に嬉しい思いをさせていただきました。これからも北沢法人会のために出来る事があれば一緒に協力していきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。



前経堂副支部長 馬場章英さん
15年ほど法人会にお世話になりました。いろいろな面で勉強させていただきました。大変感謝いたしております。今後も皆さんに頑張っていたきたいと思います。ありがとうございました。



前経堂副支部長 清遠養一さん
この度退任となりました。いろいろとお世話になり、また勉強させていただきました。本当に有意義な年月でした。ありがとうございます。



前監事 広瀬淡さん
広瀬淡と申します。長い間、理事会のお目付役の監事として頑張らせていただきました。長きに渡り皆さんにお世話になりました。ありがとうございました。



特殊な環境下、過酷な環境下でも優れた摺動特性と安定性を発揮する、固体被膜潤滑剤・各種機能被膜。

東洋ドライループ株式会社
TOYO DRILUBE CO.,LTD.

https://www.drilube.co.jp

代表取締役 飯野 光彦

〒155-0032 世田谷区代沢1-26-4
TEL.03-3412-5711 FAX.03-3412-5738

出版事業を通じて社会に貢献する

株式会社大成出版社

https://www.taisei-shuppan.co.jp/

〒156-0042 世田谷区羽根木1-7-11
TEL.03-3321-4132 FAX.03-3327-3777



小池都知事のご挨拶

東法連 第13回通常総会・感謝状および記念品贈呈式

令和7年6月11日(水)、急な雨に見舞われた明治記念館において、「東法連 第13回通常総会」「感謝状および記念品贈呈式並びに祝賀パーティ」が開催されました。

東法連副会長の飯野会長、「東法連功労者表彰」を受彰された善養寺副会長のほか、「全法連功労者表彰」の栗山総務委員長、塩田南烏山・粕谷支部長、「会員増強功労者表彰」の長沼組織委員長、飛田下北沢支部長、仲井組織副

委員長が出席しました。

「感謝状および記念品贈呈式」では、飯野会長が「閉会のことば」を述べられ、「祝賀パーティ」では、他会の受彰者とともに、喜びを分かち合いながら親睦を深めることができました。他会との貴重な交流の場でもありますので、来年も当会からたくさんの方にご参加いただきたいと思います。

(事務局)



令和6年度 監査会

日程:4月22日(火)/場所:北沢法人会館

令和7年4月22日(火)16時30分より、法人会館2階会議室において、「令和6年度 監査会」が行われました。理事の職務執行の状況のほか、計算書類および附属明細書、財産目録について監査が行われました。令和6年度の事業活動、預金通帳や各種帳票の確認などにより、法人会が健全に運営されていることをご確認いただきました。

監事のみなさまには、厳格且つ適切に監査していただいたことに、あらためて感謝申し上げます。(事務局)



第20回 親睦ゴルフコンペ 主催:ゴルフ交友会

毎年恒例の親睦ゴルフコンペが、5月9日(金)に千葉県東京湾カントリークラブにて実施されました。

参加者は31社35名も参加をいただき、盛況に実施されました。当日は、絶好のゴルフ日和でケガもなく全員が無事にホールアウトできました。

結果は梅丘の(株)インテリアの大場さんが優勝し、星野リゾートの宿泊券をゲットしました。準優勝は明大前の(株)

ロードスターの佐々木さんが並み居る男性陣を抑えての活躍でした。

多くの会員企業様から賞品の提供を頂きました。この紙面を借りましてお礼申し上げます。

ラウンド終了後はレストランで懇親会となりました。来年も実施予定ですので、多くの方の参加をお待ちしています。

(梅丘支部 厚生委員長 成木恒寿)





第10回 ふくふくスタンプラリー開催

去る2025年4月26日(土)に、北沢法人会青年部では『第10回ふくふくスタンプラリー』を開催いたしました。総勢600名超の方々にご参加いただき、大変な盛会となりました。

小田急線梅ヶ丘駅の周辺には、介護福祉施設や作業所が集まっています。本イベントは、その中でご協力・ご共催をいただきました「世田谷区立保健医療福祉総合プラザ」「特定非営利活動法人すまいる梅丘」「白梅福祉作業所」と、協賛いただきましたスーパーマーケット「サミットストア梅ヶ丘店」の4箇所を巡るスタンプラリーです。

「ふくふく」という縁起のいい文字にも意味があります。これは、みんなの笑顔を広める事業を行い、多くの人に福祉への理解を深めていただきながら幸福を広げていきたいという想いから「福祉×幸福＝ふくふく」というネーミングとなっています。

毎年恒例のイベントステージは屋外での開催。ダンスの披露やフラダンス・ゴスペルの発表を通りがかった方がちょっと見ていくようなシーンもあり、ますますのイベントの広がりが感じられました。

梅ヶ丘駅前で行った、施設の方々が制作した品物の販



売も大変盛況で、お菓子を全種類一つずつ買っていかれるような一幕もありました。

芝生の上ではキックターゲット・ミニボーリング・ポッチャ(世田谷区スポーツ振興財団様)で子どもたちが目一杯遊んでいる様子も見られました。子どもたちにとっても「ふくふく」の想いと共い思い出になっていれば、これ以上のことはありません。

コロナ禍という断絶を乗り越えて第10回という節目を迎えた本イベントは、地域の方々や参加していただいた方に向けて

「ふくふく」をお渡しますますますの機会になっていました。撮影係として全ての会場を巡っていましたが、どこにいても笑顔や優しさに溢れたイベントだったと思います。

ふくふくスタンプラリーというイベントの継続・拡大を通して、幸福と福祉への思いは確かに地域へ広がってきていることを実感しました。今後とも青年部会の事業の大きな柱として、「ふくふく」を伝えていければと思います。

(広報委員 青年部会 幹事 生野貴昭)





青年部会「租税教育」

5月27日(火)松原小学校、6月13日(金)希望丘小学校、6月18日(水)船橋小学校

5月27日(火)松原小学校、6月13日(金)希望丘小学校、6月18日(水)船橋小学校にて、租税教室を行いました。

租税教室は昨年度にスタートした新事業ですが、早くも内容をブラッシュアップし、本年度からは「グループワーク」を取り入れております。

みんなが必要とすることやモノに使うお金が税金。では、その税金を公平に集めるには??ということを考えてもらう時間です。

グループワーク中は講師やアシスタントが児童に混ざり、より活発に意見交換が行われるようにサポートします。これにより、短いコマの中でも、児童たちとのコミュニケーションを取ることができ、「北沢法人会らしい租税教室」が出来上がってきているように感じました。

まだまだ手探りで、そして児童たちから学ぶことも多いですが、より良い租税教室を行えるように青年部会一丸となって頑張ります。 (青年部会 副会長 東宏樹)

ねじでお困りの方はご相談下さい。

ネジの総合商社

株式会社セガワ

k-segawa.jp

代表取締役社長 渡瀬 丈史

〒155-0032 世田谷区代沢3-18-13
TEL.03-3413-0560 FAX.03-3413-2429

ACE エースの作業用手袋

機械☆建設☆配線☆防災☆アウトドア

小野商事株式会社

代表取締役 小野 俊英

〒156-0043 世田谷区松原1-38-6
TEL.03-3322-5111(代) FAX.03-3324-0005

東京国税局 **インボイス登録センター** の移転に関するお知らせ

書類の送付先と電話番号が変わります

◆ インボイス制度に関する書類を郵送により提出される場合には、送付先が変わりますのでご注意ください。

- ① e-Tax (データ) で提出する場合 ▷▷ 所轄税務署へ (従来どおり)
- ② 税務署の窓口で提出する場合 ▷▷ 所轄税務署へ (従来どおり)
- ③ 郵送で提出する場合 ▷▷ **下記の書類の送付先へ**

東京国税局インボイス登録センター

書類の送付先・電話番号

令和7年6月29日(日)まで

令和7年6月30日(月)以降

〒262-8514
千葉市花見川区武石町
1丁目520番地
043-306-5635

〒131-8514
墨田区東向島
2丁目7番14号
03-6661-8290

ご留意いただきたい事項

- ◆ インボイス登録センターには受付窓口がありませんので、書面の申請書等を直接持ち込むことはできません。
- ◆ インボイス登録センターでは、インボイス制度に関する申請書等の入力や電話照会等の事務について集約処理を行っていますが、移転後も実施事務に特段の変更はありません。
- ◆ インボイス登録センターでは、インボイス制度に関する一般的な相談等は受け付けておりませんので、一般的な電話相談については、インボイスコールセンターをご利用ください。





後列受講生と前列左から、善養寺公益事業担当副会長、井上勝先生、上野元意先生、森島重樹先生。

令和7年度 簿記講習会 開講式

当会の恒例事業のひとつ、公益事業委員会主催の「簿記講習会(初級コース)」が始まりました。5月26日(月)から7月7日(月)の毎週月・木曜日18時~20時、全12回開催します。

今年も、東京税理士会北沢支部から若手税理士先生3名を講師に迎え、会社の経理担当の方、これから経理を担当することになった方、もう少し会社の会計を理解したいので勉強したい方、さまざまな目的の受講生9名が集まりました。

5月26日(月)の開講式では、善養寺公益事業担当副会長のご挨拶に始まり、ご担当いただく上野 元意先生、井上 勝先生、森島 重樹先生からは、先生方の自己紹介と、これから勉強する心構えのお話がありました。難しいと捉えられがちな「簿記」ですが、先生方のやさしい言葉に、気軽になんでも質

問できる雰囲気を感じました。長いようで短い12回、受講生みなさんにとっては、お仕事との両立で難しい場合もあるかと思いますが、最後まで受講いただき、それが有意義な時間となるように願っています。(事務局)



建物の企画・設計・監理・土地活用のご相談

株式会社
四季建築設計事務所

代表取締役 坂本 哲

〒156-0043 東京都世田谷区松原2-19-9
TEL:03-3328-1117 FAX:03-3328-1357

愉快的な生活の創造と果敢な挑戦

リネンサプライ クリーニング
株式会社玉川繊維工業所

本社:〒156-8510 東京都世田谷区松原3-40-7
バインフィールドビル6階
TEL:03-3327-1111 FAX:03-3327-0016

都税がスマホ決済アプリで納付できます

- 💡 おうちで今、納付できます！
- 💡 スマホ決済アプリで納付書の地方税統一QRコード(eL-QR)を読み取るだけで納付ができます。



納付書の下部に eL-QR が掲載

納付できる主な税目

固定資産税・都市計画税(土地・家屋)(23区)、固定資産税(償却資産)(23区)、不動産取得税、自動車税種別割、個人事業税 等

注意事項

■領収証書は発行されません。

領収証書が必要な方は、都税事務所・金融機関等の窓口またはコンビニエンスストアで納付してください。

■納付手続完了後に、納付を取り消すことはできません。

■事前に登録及びチャージをする必要があります。

※PayPay での納付において、本人確認前のチャージ入金をご利用できなくなりました。お支払の際には、本人確認後にチャージする必要があります。

■eL-QR のない納付書については、上記の方法で納付できません。

東京都主税局 HP で詳細をご確認の上、ご利用ください。

※上記の方法を利用できるスマホ決済アプリは地方税共同機構 HP をご覧ください。

※1枚あたりの合計金額が30万円までの納付書では、スマートフォン決済アプリでバーコードを読み取ることで納付できます。利用できるスマートフォン決済アプリは東京都主税局 HP をご覧ください。

※車検を受ける運輸支局等の窓口で自動車税種別割の納付確認を電子的に行うことが可能となったため、車検時に納税証明の提示が省略できます。ただし、納付後、運輸支局等で納税確認ができるまで、最大10日程度かかります。車検用の納税証明が必要な方は、納付後に支払履歴画面等をご用意の上、都税事務所等に申請してください。

※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

東京都主税局 HP の「AIチャットボットサービス」でも疑問にお答えします。

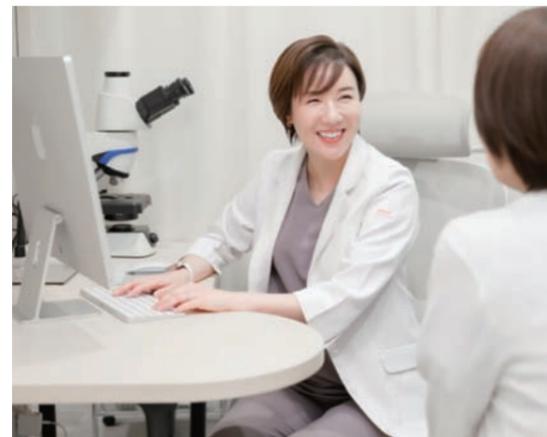
詳細は

主税局 スマホ

検索

東京都主税局
ホームページ





住所:東京都世田谷区経堂2-5-16 2F
電話番号:03-6685-5178
WEB:chinatsu-skin.com

このたび4月に、生まれ育った世田谷で皮膚科クリニックを開業させていただきました、院長の松本千夏と申します。当院では皮膚科・小児皮膚科・美容皮膚科・アレルギー科の診療を行っております。アトピー性皮膚炎、ニキビ、粉瘤、乾癬、円形脱毛症、いぼなどあらゆる皮膚疾患の治療に当たっています。その中でもアトピー性皮膚炎、乾癬、円形脱毛症に保険適応のある最新の紫外線治療器（エキシプレックス 308）を導入し、長年悩んできた皮膚症状が改善し喜びの声をいただいております。また、お客様が安心して治療が受けられるようキッズスペースやおむつ替えベッドの完備、ベビーカーのまま診察を受けられるようにバリアフリーとなっております。美容診療では、肌分析機を用いた丁寧なカウンセリングの上、患者様のお悩みに合わせたオーダーメイドの美容医療を提供しています。また、初めての方でもお気軽にご利用頂けるようスタッフ一同、真心こめてお迎えています。患者様のお肌の伴走者として、お悩みに寄り添い、喜んで頂けるように誠心誠意治療に当たってまいります。

ペンギン先生は、下北沢で開業している弁護士ですが、いつも寝てばかりいます…。そんな居眠りペンギン先生に、今日はこんな相談がきました。

No. 31 ペンギン先生の居眠り法律相談所 弁護士 水口瑛介

「人の釣った魚で腹をふくらす??」の巻

—お寿司屋さんにて—

ペンギン先生:こんにちは…

大将:あれ、ペンギン先生、3日連続ですね。

毎度ありがとうございます!

毎日来ていただくのは嬉しいんですが…何かあったんですか??

ペ:お、お米が食べたくて…

大将:お、お米食べてないんですか…??

ペ:最近お米が高いでしょう。

貧乏性なんで、買えないんですよ…。

お米を高い値段で買うくらいだったら、

値上げもしてないし、ここに来た方がいいかなって。

大将:そういうことだったんですか。

うちは親戚が米農家なもので、お米には全く困っていないんですよ。是非毎日でも来てください!

しかし、この値上がりは異常ですよ、いつまで続くんでしょうかねえ。商店街の人たちは皆んなヒーヒー言ってますよ。

ペ:飲食店にとっては死活問題ですよ。

大将:そうだ、お米を分けてあげてを考えると良いかもしれませぬ。

先生、お米の転売は違法ではないですよ?

ペ:そうですね、一部のものを除いて転売は禁止されていませんし、分けてあげる程度の量なら届出も不要ですから大丈夫そうですね。ただ、転売したお米の品質や衛生面に責任をもたないといけないというのは小さくないリスクではありますよね。あと、そういうことは考えてないとは思いますが、通常よりも高価な価格で転売するとして、道義的な問題は生じ得るでしょう。

大将:儲けるつもりはないので、転売ではなく、私の親戚から買うことができるように紹介してあげるというくらいにしておくのが良さそうですね。

ちなみに転売してはいけないものって何があるんですか?

ペ:チケットとか、酒や薬なんかですね。

大将:チケット…そういえば、常連さんの伝手で手に入った相撲の9月場所のチケット、孫の運動会と被って行けなくなってしまったんですよ。今人気でチケットなかなかとれないですから、高価で売れそうですね。

ペ:券面価格を超える価格で転売してしまうとチケット不正転売禁止法に違反することになってしまいますね。なので、誰かに譲るとすれば友人知人に定価で譲るか、公式のリセールサービスを使うのが良いでしょうね。

でも、友人知人に定価で譲るのが良いんじゃないですかね。3日連続でお店に来てくれる常連さんとかが一番良い友人知人ではないかと思えますね。

大将:先生、行きたいんですね…。

ペ:…。

大将:…酒と言えば、趣味で買い集めていたウイスキーが高騰してるとですよ。山崎とか響とか。これをメルカリとかで売るのはどうですか?メルカリにはたくさん出品されてますけど。

ペ:自分のために買っていたウイスキーをたまに出品するくらいなら大丈夫です。

違法になるのは、転売益を目的に仕入れて継続的に出品したりとか、大量に繰り返し販売したりするような場合ですね。そのような場合には、酒類販売業や古物商の免許が必要になります。

大将:そうなんですか。何本か手放して、それでNintendo Switch 2を買ってしまおうかなあ。

孫が欲しがってるんですけど、抽選に全然

当たらないんですよ。でも、定価の倍出せば、

買えるサイトがあるんですよ。

ゲーム機の転売が法律上は問題ないとしたら、

買う方も問題ないってことでもんね??

ペ:新品のゲーム機の転売であっても、転売する目的で購入して、これを継続的に転売して利益を得ているような場合には古物商の許可が必要という考え方もありますので、法律上全く問題がないかというところとは言えないと思います。ただ、仮に法律上の問題があるとして、買う方にも法律上の問題があるかという、なかなかそこまでは言えないでしょうね…。とはいえ、足元を見る商売をしている業者は、結局はそういう人たちですからね。そのような輩にお金を落としてしまって良いのかという倫理観の問題にはなるでしょうね。私は嫌ですね。

それに実際に物が手に入ればいいですけど、在庫がないのに出品している詐欺業者もありますから、手を出さない方がいいとは思いますが…。

大将:確かに詐欺に遭うリスクはありますよね。きっと、しばらくしたら普通に手に入るでしょうし、待つことにします。

ペ:それがいいですね。そしたら、この山崎18年、あげちゃいますか!

大将:あげません!

執筆者紹介

アーティファクト法律事務所

弁護士 水口瑛介

155-0031 東京都世田谷区北沢2-11-15
ミカン下北A街区4階

ウェブサイトURL: <https://artifact.law>

メールアドレス: mizuguchi@artifact.law

今回は当会下北沢支部所属の山崎由紀子弁護士(妻)が担当します。



明日への新情報通信システムを構築する。
情報通信・光ファイバー・CATV・設計施工・保守

三東電気工事株式会社

代表取締役 寺腰 忠嘉

〒156-0044 世田谷区赤堤3-24-12
TEL.03-3325-5630(代) FAX.03-3325-5686

私たちは建物設備・生活インフラの保守管理を通じて、
地域社会の安心と安全を守ります。



エレベーターメンテナンス・防災
アイテック ツーフォー

株式会社 i-tec24

代表取締役 岩本由起子

〒156-0041 世田谷区大原2-7-2
TEL:03-5301-5231 FAX:03-5301-3240

utena
1927年創業

飾らない
人間本来の「自然な美しさ」をテーマに、
お客様の日常生活や悩みに
焦点を当てた商品開発をしています。

株式会社 ウテナ 〒157-8567 世田谷区南鳥山 1-10-22
お客様相談室 0120-305-411/ご注文ダイヤル 0120-87-2040

各種広告デザイン

GATT
Design

有限会社ガットデザイン

代表取締役 細井 眞一

〒150-0001 東京都渋谷区神宮前2-13-13 Y-HOUSE 201B
mobile: 090-1461-0365 e-mail: s-hosoi@tea.ocn.ne.jp

消費税出張旅費日当の取扱い

【質問】

当社は、家具を製造して全国の小売店に向けて販売しています。そのため、社員が全国の小売店に対して営業をする機会が多く、従業員の経費精算が多く発生します。出張する社員には、出張旅費規程に基づいて出張旅費や日当等を支払っています。その他に出張に際して必要になる消耗品等の経費精算も発生します。この場合の消費税の取扱いですが、社員は適格請求書(インボイス)発行事業者ではないので、インボイスの交付を受けることができません。この場合消費税の仕入税額控除を受けることができるのでしょうか。

【回答】

今回のご質問には2つの経費精算が含まれています。
① 従業員等が出張における出張旅費や日当等の経費精算
② 従業員が出張先の業務で使用する消耗品等の経費精算
それでは①からみていきましょう。
消費税において仕入税額控除を受けるためには、インボイスの発行を受ける必要がありますが、インボイスの発行を受けることが困難な課税仕入れに対しては請求書ではなく、帳簿の保存により、仕入税額控除が受けられるケースがあります。今回のケースはこのようなケースに当てはまるのでしょうか。

消費税法基本通達11-6-4(通常必要であると認められる出張旅費、宿泊費、日当等)一部抜粋

規則第15条の4第2号《請求書等の交付を受けることが困難な課税仕入れ》に規定する「その旅行に必要な支出に充てるために事業者がその使用人等又はその退職者等に対して支給する金品」とは、例えば、事業者が使用人等又は退職者等が次に掲げる旅行をした場合に、使用人等又は退職者等に出張旅費、宿泊費、日当等として支給する金品がこれに該当するのであるが、同号に規定する課税仕入れは、当該金品のうち、その旅行について通常必要であると認められる部分に係るものに限られることに留意する。
(1) 使用人等が勤務する場所を離れてその職務を遂行するために行う旅行
(注) 同号に規定する「その旅行について通常必要であると認められる部分」の範囲は、所基通9-3《非課税とされる旅費の範囲》の例により判定する。

この通達はインボイスの交付を受けることが困難な場合が例示されており、そこに使用人等が出張した場合のケースが記載されています。これにより、社員が出張した際の出張旅費や日当等は、
・ 職務を遂行するためのもの
・ 通常必要であると認められる部分に係るもの
これらに該当するものについては仕入税額控除が受けられるとされています。では、通常必要であると認められる部分の範囲はどのくらいの範囲なのでしょうか。それについては所得税法基本通達9-3の例により判定されています。

所得税法基本通達9-3(非課税とされる旅費の範囲)

法第9条第1項第4号の規定により非課税とされる金品は、同号に規定する旅行をした者に対して使用者等からその旅行に必要な運賃、宿泊料、移動料等の支出に充てるものとして支給される金品のう

ち、その旅行の目的、目的地、行路若しくは期間の長短、宿泊の要否、旅行者の職務内容及び地位等からみて、その旅行に通常必要とされる費用の支出に充てられると認められる範囲内の金品をいうのであるが、当該範囲内の金品に該当するかどうかの判定に当たっては、次に掲げる事項を勘案するものとする。

- (1) その支給額が、その支給をする使用者等の役員及び使用人の全てを通じて適正なバランスが保たれている基準によって計算されたものであるかどうか。
- (2) その支給額が、その支給をする使用者等と同業種、同規模の他の使用者等が一般的に支給している金額に照らして相当と認められるものであるかどうか。

この通達は、所得税が非課税になる範囲を示しているものですが、その範囲をもって消費税における出張旅費や日当等の通常必要と認められる部分の範囲としています。それによると、その支給額が
・ 役員及び使用者の全てを通じて適正なバランスが保たれている基準によって計算されていること
・ 同業種、同規模の会社が支給している金額と比べて相当であると認められること
であることが求められています。

したがって、これらを満たすことができる出張旅費や日当においてはインボイスの発行を受けなくても仕入税額控除を受けることができますが、帳簿の保存する必要があります。

では、どのような事項が記載されている帳簿が必要でしょうか。

消費税法第30条第8項第一号 一部抜粋

- 一 課税仕入れ等の税額が課税仕入れに係るものである場合には、次に係る事項が記載されているもの
イ 課税仕入れの相手方の氏名又は名称
ロ 課税仕入れを行った年月日
ハ 課税仕入れに係る資産又は役務の内容(当該仕入れが他の者から受けた軽減対象課税資産の譲渡等に係るものである場合には、資産の内容及び軽減対象課税資産の譲渡等に係るものである旨)
ニ 課税仕入れに係る支払対価の額

この条文は帳簿のみの保存で仕入税額控除を受けるための帳簿への記載事項が示されていますが、それらの項目の他に、今回のケースでは帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる仕入であることを明確にするため、「出張旅費特例」や「日当特例」であることを記載する必要があります。

次に②についてですが、従業員等が出張先で必要な消耗品等の購入による経費精算では、通常の経費精算同様、インボイスが必要になります。ただし、インボイスの宛名が従業員になっている場合には、インボイスの必要事項が満たされていないので、会社名を記載した立替精算書を作成し、従業員名のインボイスと一緒にしておくことで、保存要件を満たす必要があります。

以上のように、従業員等の出張に対する出張旅費や日当等の経費精算については一定の範囲において消費税の仕入税額控除を受けることができますが、その適用を受ける際にはいくつかのポイントを押さえておく必要があります。

■執筆者の紹介

・税理士:角 光将
・事務所:角光将税理士事務所
世田谷区梅丘1-13-12 UME CUBE307
電話:080-4670-6699
E-mail:mitsu3kyu0609@gmail.com



趣味:テニスを大学からしています。
記帳の仕方から法人税や消費税についても精通しておりますので、一緒にお悩みの解決方法を考えてみませんか。お気軽にご相談下さい。

職場における熱中症対策の強化について

夏も本番を迎え、暑い日々が続き、企業も従業員の健康と安全を守るために様々な対策を講じているかと思います。また今年の6月1日より職場における熱中症対策が義務になりました。

1. 熱中症と企業リスク

企業にとって、職場における熱中症は単なる健康問題にとどまらず、重大な経営リスクとなり得ます。適切な対策を講じていない場合、従業員が熱中症を発症し、労働災害としての扱いを受ける可能性があります。それは損害賠償請求といった法的リスクにもなり得ます。他にも、対策を怠ったがゆえに、取引先や顧客からの信頼が損なわれるといった経営上のリスクにもなり得ます。

企業は労働安全衛生法に基づく安全配慮義務を果たすとともに、熱中症を未然に防ぐための継続的な対策の実施・見直しが求められます。

2. 企業における熱中症対策

熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じて迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、「体制整備」「手順作成」「関係者への周知」が義務付けられました。

①体制整備

熱中症を生ずるおそれのある作業を行う際に、「熱中症の自覚症状がある作業員」、「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」がその旨を報告するための体制(連絡先や担当者)を事業場ごとにあらかじめ定めるといいます。

②手順作成

熱中症を生ずるおそれのある作業を行う際に、作業からの離脱、身体冷却、必要に応じて医師の診察又は処置を受けさせること、事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等に関する手順を事業場ごとにあらかじめ定め、発症時の対応マニュアルとして整備することが挙げられます。

③関係者へ周知

啓発ポスターによる注意喚起だけでなく、①体制整備や②手順作成の内容をフロー図にして掲示したり、朝礼やミーティングで周知を図るという方法が挙げられます。

3. 対象となる作業について

「WBGT基準値が28度以上又は気温31度以上の環境下で連続1時間以上又は1日4時間を超過して実施」が見込まれる作業です(WBGT基準値を計測できる機器があります)。

4. 熱中症予防対策

厚生労働省が作成する対策マニュアルには、WBGT基準値を用いた作業管理、高温多湿環境での作業制限、冷房・送風設備の導入、こまめな水分・塩分補給、体調不良者の把握と対応マニュアルの整備が推奨されています。

※WBGT基準値とは、暑熱環境による熱ストレスの評価を行う暑さ指数のこと

5. 就業規則へ記載

例えば「会社は、暑熱な場所において連続1時間以上又は1日4時間を超過して熱中症を生ずるおそれのある作業を行わせるときは、あらかじめ、熱中症に係る安全衛生体制を整備し、かつ、当該作業に従事する従業員に対し周知するものとする。」のように、企業の責務に関する規定があります。

また「熱中症の自覚症状を有する場合、又は、そのおそれがある他の者を発見した場合の報告体制並びに熱中症の症状の悪化を防止するために必要な措置の内容及びその手順について、会社が定めた事項に従うこと」等、従業員が守るべき規定が定められることになるでしょう。

6. まとめ

今回の労働安全衛生規則の改正は、「見つける」「判断する」「対処する」という基本的な考えをもとに現場における対応が義務付けられました。これには罰則規定も設けられ「6カ月以下の拘禁刑または50万円以下の罰金」に処されるほか、法人に対しても「50万円以下の罰金」が科されると定められています。企業としてはポイントを押さえて、職場に合った熱中症対策をしっかり行うことが重要です。

レジリエンス社会保険労務士法人
Resilience 社会保険労務士 斉藤 信之
レジリエンス社会保険労務士法人

〒154-0017 東京都世田谷区世田谷1-33-2
TEL. **03-6407-9307**
Email: **info@resilience-sr.jp**
URL: **https://www.resilience-sr.jp**

代沢・代田支部

わいわい文化祭 第1回会員会議

5月10日(土) / 10:00~12:30 わいわい文化祭(まつり) / 参加者:10名 / 場所:代沢地区会館
13:00~14:30 第1回会員会議 / 参加者:9名 / 場所:夏火鉢

午前中の[わいわい文化祭]での税金クイズも順調にこなし、午後1時より第1回支部会員会議を下北沢「夏火鉢」にて開催しました。

会議では、①令和7年度・8年度支部役員の選定 ②年間行事につて ③7月17日実施予定の公開税務研修の

内容について ④移動研修(国会議事堂の見学)について話し合いました。会議終了後は、「夏火鉢」牛タン料理をいただき、懇親を深めました。

(代沢・代田支部長 望月章次)



梅丘支部

豪徳寺たまにゃん祭り

5月11日(日) / 参加人数15名 / 場所:豪徳寺商店街



5/11の豪徳寺たまにゃん祭りに税金クイズで参加しました。毎年、同じ場所で出展しており、クイズにチャレンジして頂き、親子で、友人と、ご夫婦で、お一人様でと皆様に楽しく解答して頂きました。

全問正解の方にはお花をプレゼント!正解は逃してしまっても、けんたくんグッズの文房具のプレゼントがあり選ぶのも楽しそうでした。

親子で真剣に取り組む姿がほほ笑ましく、租税教育の大切さを学びました。大人の方も思わず、へー!といいながらしていたのが印象的でした。

前日の雨も止み、お天気に恵まれて賑やかに、たまにゃん祭りが開催され、法人会梅丘支部も参加させて頂きありがとうございました!新入会の方からお手伝いが楽しかったとの嬉しい声があがりました(^o^)(梅丘副支部長 広報委員 平塚早苗)

経堂支部

第4回公開税務研修会

講師:岡本企画
岡本のぶ子

5月16日(金) / 参加者:25名 / 場所:昭和信用金庫 経堂支店



願って実施しました。

講義は「納税と税金の使い道」に関して①国税、都税、区税、②住民税と所得税の違い、③消費税の使途や配分、④区の歳出予算概要、⑤ふるさと納税、⑥所得控除の引き上げ、⑦中小企業の賃上げ支援、⑧高校生大学生年代への扶養控除などについて、わかりやすく説明して頂いたので皆さんも理解しやすかったと思います。

世田谷区は人口が増え路線価上昇で固定資産税も増えていますが、これは都の税収で世田谷区の歳入にならず、たばこ税が増収となっているのはいいような悪いような感じでした。ふるさと納税では昨年度が110億円の歳入減、今年度は120億円の歳入減の見込みと大変な損失になっており改善が課題です。

今回のテーマは身近な税金のために関心が高く定員一杯になりましたが、皆さんが熱心に傾聴された良い研修会となりました。

会場を提供して頂いた昭和信用金庫経堂支店さんのご協力に感謝申し上げます。

(経堂副支部長 税制委員 廣瀬知樹)

5月16日昭和信用金庫経堂支店において『暮らしに直結～世田谷区の税金の使い道Part2』をテーマに、講師を世田谷区議会議員で経堂支部会員でもある岡本のぶ子さんにお

第1回 公開税務研修会・会員会議・懇談会

講師:(有)ヒラツカ
平塚敬二

6月24日(火) / 参加者19名 / 場所:法人会館 懇談会:梅丘「かどい」



(有)ヒラツカの平塚敬二さんの講師で、「知って納得!納税～税金の使い道」と題して第1回公開税務研修会を開きました。

税金の種類、税金の区分、住民税と所得税の違い、消費税についてなど、税金の基本的な事柄を学びました。

また、令和7年度世田谷区当初予算について解説いただき、区の予算が3996億円であることや、予算の概要を知ることが出来ました。

会員会議では、廣田新支部長のあいさつが有り、梅丘支部のモットーを「みんなで仲良く・楽しく・元気に!」とする発表がありました。

その後、令和7年度の支部予算・事業計画について話し前年と同等の活動を行う事が決められました。

会議後は梅丘の「かどい」に場所を移し懇談会を行いました。入会間もない会員とも親睦が進みました。

(梅丘副支部長 広報副委員長 細井眞一)

【引き際…広報委員長を10年務めて】

梅丘支部 参与 竹股克之(平成27年度~令和4年度広報委員長)

令和7年度「古希」を迎える。改めて思う古稀の意味…中国・唐の詩人である杜甫の詩の一節「人生七十古来稀なり」から由来されている。しかしながら、この一節の前に前文「酒債は尋常行く処に有り」…

『酒代のつけは私が行くいたるところにあるが、70年生きる人は稀である。』という意味らしい。とどのつまりは、「今のうちにたくさん飲んで楽しんでおこう」という歌らしい。古希を迎えるにあたり、広報委員になった14年前から思い返す。委員会後の懇談会は正に新しいアイデアが飛び交い、楽しんでおこうの会、【ほうじん北沢】刷新の礎になった会だったと思います。

14年前は東日本大震災2011年4月という未曾有の災いがあり、北沢法人会として復興ボランティアに参加したことを思い出す。また、公益社団法人認可を受けた年でもある。その14年前の《ほうじん北沢2011年4月号》きたざわ交遊録として原稿を書かせていただき、当時会長の松林久行顧問の原稿【さあ、新生 北沢法人会】と共に…

沢山の思い出を携えた、生きて稀なる70歳、10年務めた広報委員長、14年務めた広報委員会、若者に引き継ぎ、紡ぐ【引き際】としました。そして、次のステップへ…

北沢法人会の皆様には大変お世話になり、どうもありがとうございました。

改まして、今後ともよろしく願いいたします。

きたざわ交遊録
「世界一の人間社会をめざして」

◆東日本大震災◆
この度3月11日14時46分に発生した東北地方太平洋沖地震において、被災した方々のご冥福を祈り、被災された方々には心よりお見舞い申し上げます。また、法人会員のご家族、ご親戚、お知り合いに被災された方もいらっしゃると思います。慎んでお見舞い申し上げます。

◆人間という意味◆
地震前3月9日に、成城での会合で久保田信之氏(元学習院大学教授)よりお話を伺う機会を得た。「人間」という意味…「それは英語のHumanではなく、まさに日本語として生まれた「人間」という文字言語である。「人」は普通という事を理解し、人の存在を尊重する。人と人との間に立ち、思いやりをもって、共生共存共栄できる人が「人間」という本来の意味である」と、日頃耳にする、簡単に使っていた「人間として…」という言葉に恥ずかしさを感じ、改めて考えさせられた。



社団法人 北沢法人会
梅丘支部
副リーダーアシエツブ+
K2A一般建築士事務所
取締役 主宰
竹股 克之

◆震災と人間◆
今回の震災を人間としてどう理解すべきなのだろう。キーワードは「共生共存共栄」。そして復興「人間」としてまず「助け手」「守り手」「回り手」を管轄する必要があると思う。共に生き、共に存し、共に栄えるためには、「思いやり」をもってこの三つの手を差し伸べ、できる限りの支援と復興への協力に智慧を絞り、今一人でもできる事から実践してゆく「人間」になることだと思った。

◆北沢法人会と私◆
北沢法人会に入会したのは6年前になる。当初は青年部会に所属し、北沢八幡例大祭出店実行委員長の大役を受け、青年部会の仲間に支えられ、祭りや法人会仲間が増えた。支部活動では評議員や副支部長の役をいただいた。地域法人会の仲間が増えた。社会貢献委員会に所属し、社会貢献事業に携わり、多くの方々の支えを感じた。ここに法人会に縁を築いて頂いた先輩、縁を繋いでくれた多くの仲間に対し感謝を申し上げたい。

◆公益法人に向けて◆
北沢法人会も今年度より「公益法人」として新たな立ち上がりをする。「公益」とは「国家または社会公衆の利益に広く世人に利益を与え、役に立つこと」(広辞苑より)「公益法人」とは「広く多くの人に利益を与え、役に立つことを目的とする法人」という組織となる。地域社会貢献に「仲間づくり」からと言われるように、公益法人の輸出に際し、仲間への感謝の気持ちも忘れず、「人間」貢献したいと思う。

今月のことば

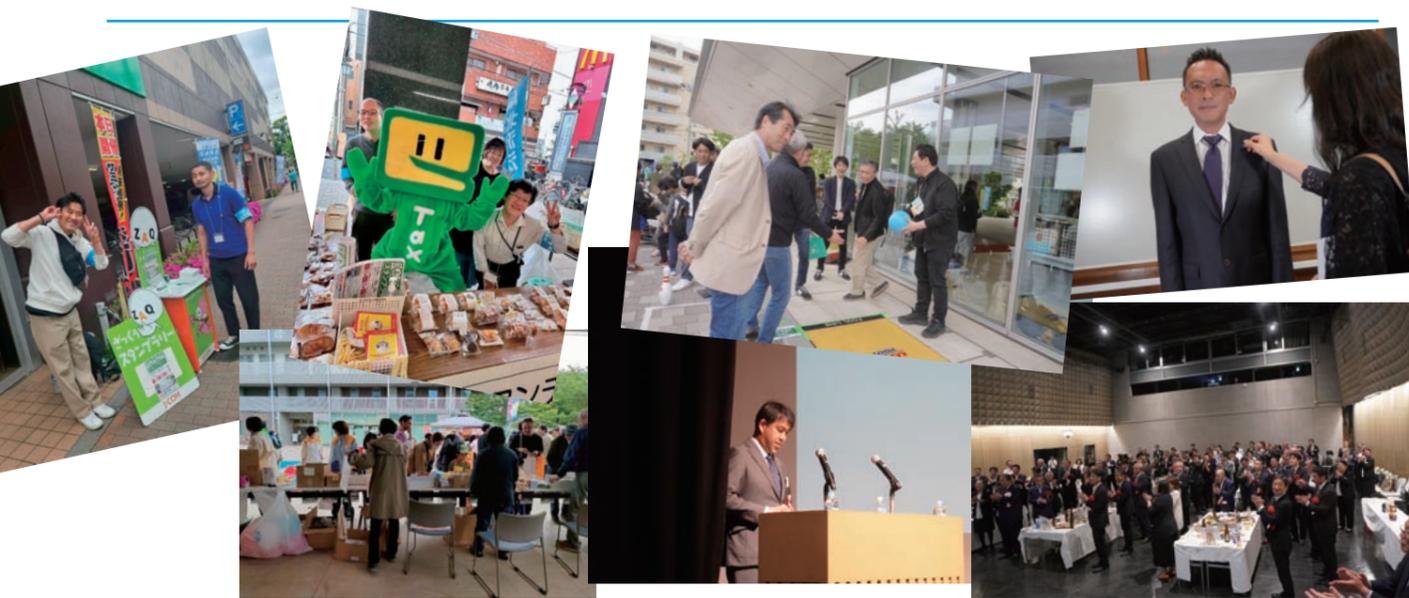


さあ、新生 北沢法人会

平成23年度は北沢法人会の長い歴史の中でも画期的な年となります。申し上げますまでもなく「公益社団法人」として新たに出発することになるからでもあります。全国法人会連合会として1993年に制定しました「めざまし企業の繁栄と社会への貢献」の原点に立ち返って、地域社会に対して、さらには国家の繁栄に対して、私たちは何ができるかを会員の皆様とご一緒に考え、実践してまいります。

— 1 —

ほうじん北沢2011年4月号



昭和信用金庫
サポートプラザ

毎月第2・3・4

水曜日

オンライン相談も可能です。

経営に関する

曜日は

専門家相談会

相談料
無料

第2 水曜日

「税理士相談会」

相談員協力：TKC 東京都心会

ご相談いただける内容

事業の相談、事業計画、事業承継、相続税、贈与税、暮らしの税金の相談等

第3 水曜日

「弁護士相談会」

相談員協力：東京三弁護士会

ご相談いただける内容

事業に係る法律問題はどんなことでもご相談ください。

第4 水曜日

「社会保険労務士相談会」

相談員協力：東京都社会保険労務士会世田谷支部

ご相談いただける内容

社内規定の制定・見直し、各種助成金、労働・社会保険、働き方改革対応等、人事・労務に関する経営課題

[相談時間] 第2・3・4水曜日 ①13:00 ②14:00 ③15:00

専門家相談会は、下記「昭和信用金庫サポートプラザ」で開催いたします！

申込方法
お近くの店舗、または昭和信用金庫(☎0120-872-315)にお申込み下さい。なお、相談の時間帯は先着順となりますので、ご希望に添えない場合がございます。あらかじめご了承ください。
[予約受付時間]
平日 9:00 ~ 17:00 まで

相談料	無料
開催日	平日
時間	【完全予約制】 第2・3・4水曜日 13:00 ~ 15:00 (一回45分)
場所	シモキタフロント1階 昭和信用金庫 ATM コーナー隣 世田谷区北沢2-24-5 (下北沢駅東口徒歩1分)

令和6年9月2日現在

北沢法人会広報誌第380号
ほうじん北沢 6・7月号
令和7年7月1日発行

発行所 公益社団法人 北沢法人会
〒154-0022 東京都世田谷区梅丘1-43-1
TEL.03-5450-7121 FAX.03-5450-7122

発行人:飯野 光彦
広報委員長:高宮 英輝
編集委員:細井 真一 菅原靖

2025.07.01.2500

【昭和信用金庫 店舗一覧】

本店 ☎(3422)6181	烏山支店 ☎(3300)1361	多摩川支店 ☎042(481)6211	つつじが丘支店 ☎042(482)0211
新宿支店 ☎(3342)3821	大橋支店 ☎(3469)0315	池の上支店 ☎(3422)3141	三鷹支店 ☎0422(47)3131
三軒茶屋支店 ☎(3421)6101	明大前支店 ☎(3323)0511	下高井戸支店 ☎(3321)4155	東小金井支店 ☎042(384)1521
京橋支店 ☎(3552)4091	えびす支店 ☎(3444)4211	代田橋支店 ☎(3328)0151	桜上水支店 ☎(3329)3241
経堂支店 ☎(3420)4121	八幡山支店 ☎(3329)1021	上北沢支店 ☎(3302)8111	